

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための
登校の取扱いについて (通知)

みだしのことについて、令和 3 年 9 月 10 日付け教県第 1032 号により、県立学校を原則、分散登校とする旨通知したところですが、本県の感染状況は、依然として予断を許さない状況が続いているものの、新規感染者数が減少傾向にあり、学校における学びの保障の観点から、分散登校を終了し、下記のとおり、県立学校を原則、通常登校とします。各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いします。

ついては、職員、児童生徒等、保護者へ周知の上、対応をお願いします。
なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

1 登校の取扱い

- (1) 県立学校は 9 月 27 日 (月) から原則、通常登校とする。
ただし、地域の感染状況や学校の実態等に応じ、時差登校等も可とする。
- (2) 特別支援学校については、校種 (教育部門)、規模等、幼児児童生徒の実情に応じた対策を適切に行う必要があるため、学校毎に判断すること。

2 感染症対策の徹底について

- (1) 基本的な感染症対策の徹底
マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底すること。常時換気が難しい場合やエアコン使用時においても換気が必要であり、30分に 1 回以上窓を開けて換気を行うこと。また、屋外においても十分な感染症対策を講じること。
- (2) 健康観察の徹底
 - ①児童生徒等、教職員とも、登校・出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底すること。児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養とし、登校・出勤させないよう指導を徹底すること。
 - ②家族、友人等が感染し、濃厚接触の疑いがある場合は、保健所からの濃厚接触者の特定がなされていなくても登校を控えるよう指導すること。
- (3) 給食・食事時の指導
食事の前後の手洗いを徹底するとともに、お互い向かい合わず距離をとる、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行うこと。

3 感染不安により登校出来ない児童生徒への対応

感染不安により、児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合、欠席とせず、出席停止の扱いにするなど、進級・進学等に不利益が生じないように、柔軟に対応すること。

4 教育活動上の対応

- (1) 宿泊を伴う教育活動や校外での教育活動等

緊急事態宣言下における宿泊や島外との往来を伴う教育活動については、中止または延期とする。

- (2) 感染リスクが高い教育活動

緊急事態宣言下においては、各教科等における活動のうち感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2021.4.28 Ver. 6）』P54）は実施しないこと。

- (3) 学校行事等

緊急事態宣言下においては、校内での学校行事等のうち、人の密集が過度になるリスクが高い文化祭や体育祭等は延期または縮小すること。

- (4) 部活動等

部活動は引き続き原則休止とする。

令和3年9月9日付け教保第1024号通知を遵守すること。

5 学寮等の感染症対策

- (1) 学寮内での感染はクラスターとなる恐れがあるため、入寮前の健康観察や感染症対策をさらに徹底すること。

- (2) 学寮においては、離島地域の感染防止の観点から、当面の間、週末の離島出身者等の自宅等への帰省は極力控えさせること。また、その際は保護者の了解を得ること。

6 その他

- (1) 緊急事態宣言下においては、不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも、その旨協力を依頼すること。

- (2) 下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むよう、指導を徹底すること。

【本件担当】

- 感染症対策全般、学級閉鎖等、運動部活動、学校給食に関すること
教育庁保健体育課 電話 098-866-2726 F A X 098-862-0472
- 県立学校の教育課程、行事等に関すること
教育庁県立学校教育課 電話 098-866-2715 F A X 098-866-2718
- 小中学校及び公立幼稚園の教育課程等に関すること
教育庁義務教育課 電話 098-866-2741 F A X 098-866-2750
- 文化部活動に関すること
教育庁文化財課 電話 098-866-2731 F A X 098-866-4350